

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤修の上告趣意のうち、憲法一四条、三七条一項違反をいう点は、裁判書の訴訟当事者等の記載をいかに規制するかは、憲法の右各条項とは直接関係のない事項であるから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は本件と事案を異にし適切でなく、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一一月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	口	清 雄
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	一